

平成23年(ワ)第1291号, 平成24年(ワ)第441号, 平成25年(ワ)第516号, 平成26年(ワ)第328号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤昭男 外1337名

被告 四国電力株式会社

## 準備書面(49)

2015年8月17日

松山地方裁判所民事第2部 御中

### 原告ら訴訟代理人

弁護士	薦	田	伸	夫
弁護士	東		俊	一
弁護士	高	田	義	之
弁護士	今	川	正	章
弁護士	中	川	創	太
弁護士	中	尾	英	二
弁護士	谷	脇	和	仁
弁護士	山	口	剛	史
弁護士	定	者	吉	人
弁護士	足	立	修	一
弁護士	端	野		真
弁護士	橋	本	貴	司

### 原告ら訴訟復代理人

弁護士	山	本	尚	吾
弁護士	高	丸	雄	介
弁護士	南		拓	人
弁護士	東			翔

## 記

平成27年4月14日、福井地方裁判所（以下「福井地裁」という。）が、債務者関西電力株式会社に対し、高浜原子力発電所（以下「高浜原発」という。）3、4号機の原子炉の運転差止めを命じた仮処分決定（以下「本決定」という。甲第227号証）に基づき、原告らは、以下の通り主張する（括弧内の数字は仮処分決定の該当ページ）。

### 第1 本決定の判断

#### 1 高浜原発の原子炉の、地震に対する安全性

(1) 関西電力は、高浜原発のクリフエッジを973.5ガルとしつつ、973.5ガルを越える地震は来ないと主張する。しかし、「我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実で」、「973.5ガルを超える地震は来ないと確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。」（22ページ）

(2) 関西電力は、クリフエッジの973.5ガルに至らない地震でも基準地震動Ssの700ガルを超えると炉心損傷に結びつく原因事実になると自認しつつ、これらの事態に対しては、起こりうる事象と対策を記載したイベントツリーを策定しており、これらに記載された対策を順次とっていけば炉心損傷には至らず、大事故に至ることはないと主張する。

しかし、これらのイベントツリー記載の対策が真に有効な対策であるためには、第1に地震や津波のもたらす事故原因につながる事象を余すことなくとりあげること、第2にこれらの事象に対して技術的に有効な対策を講じる必要があること、第3にこれらの技術的に有効な対策を地震や津波の際に実施できるという3つがそろわなければならないが、第1については、債務者がイベントツリーにおいて事故原因につながる事象のすべてをとりあげているとは認め難く、第3については、同対策を原子力発電所の従業員が適切かつ迅速にとることは困難である（25ページから28ページ）。

なお関西電力は、そもそも基準地震動を超える地震が高浜原発に到来することはまず考えられないと主張するが、現に、「全国で20箇所にも満たない原発のうち4つの原発に5回にわたり想定した地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべき」（29ページ）である。また「活断層の状況から地震動の強さを推定する方式の提言者である入倉孝次郎教授は、新聞記者の取材に応じて、『基準地震動は

計算で出た一番大きな揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。』『私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。』と答えて」おり（31ページ）、このような事情も本件原発の基準地震動の信頼性を失わせるものである。

（3）基準地震動である 700 ガルに至らない地震について

「基準地震動である 700 ガルを下回る地震によっても施設が損壊する具体的危険性があるといえるし、少なくとも、基準地震動である 700 ガルを下回る地震によっても外部電源が断たれ、かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあることは債務者においてこれを自認しているところである。」（34ページ）

（4）小括

「各地の原発敷地外に幾たびか到来した激しい地震や各地の原発敷地に 5 回にわたり到来した基準地震動を超える地震が高浜原発には到来しないというのは根拠に乏しい楽観的見通しにしかすぎないといえる。さらに、基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといっているのであれば、そこでの危険は、万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する前記の本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない。」

（39ページ）

## 2 使用済み核燃料の危険性

（1）「使用済み核燃料は、原子炉から取り出された後の核燃料であるが、なお崩壊熱を発生し続けているので、水と電気での冷却を継続しなければならないところ、その危険性は極めて高い。」（40ページ）

「使用済み核燃料は本件原発においては原子炉格納容器の外の建屋内の使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に多量に置かれており、使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れたときこれが原子力発電所敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない。」（40ページ）

（2）「使用済み核燃料においても破損により冷却水が失われれば債務者のいう冠水状態が保てなくなるのであり、その場合の危険性は原子炉格納容器の一次冷却水の配管破断の場合と大きな違いはない。むしろ、使用済み核燃料は原子炉内の核燃料よりも核分裂生成物（いわゆる死の灰）をはるかに多く含むから（前提事実(㉠)）、②に摘示したように被害の大きさだけ

を比較すれば使用済み核燃料の方が危険であるともいえる。」(41ページ)

「地震が基準地震動を超えるものであればもちろん,超えるものでなくても,使用済み核燃料プールの冷却設備が損壊する具体的可能性がある。また,使用済み核燃料プールが地震によって危機的状況に陥る場合にはこれと並行してあるいはこれに先行して隣接する原子炉も危機的状態に陥っていることが多いということを念頭に置かなければならないのであって,このような状況下において債務者の主張どおりに確実に給水作業ができるとは認め難い。」(43ページ)

「本件使用済み核燃料プールにおいては全交流電源喪失から2日余で冠水状態が維持できなくなる。我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにもかかわらず,全交流電源喪失から2日余で危機的状態に陥る。そのようなものが,堅固な設備によって閉じ込められていないままいわばむき出しに近い状態になっているのである。」(43ページ)

### 3 被保全債権の存在

「上記に摘示したところによると,本件原発の安全施設,安全技術には多方面にわたる脆弱性があるといえる。そして,この脆弱性は,①基準地震動の策定基準を見直し,基準地震動を大幅に引き上げ,それに応じた根本的な耐震工事を実施する,②外部電源と主給水の双方について基準地震動に耐えられるように耐震性をSクラスにする,③使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む,④使用済み核燃料プールの給水設備の耐震性をSクラスにするという各方針がとられることによってしか解消できない。また,2(2)ウにおいて摘示した事態の把握の困難性は使用済み核燃料プールに係る計測装嗣がSクラスであることの必要性を基礎付けるものであるし,中央制御室へ放射性物質が及ぶ危険性は耐震性及び放射性物質に対する防御機能が高い免震重要棟の設置の必要性を裏付けるものといえるのに,これらのいずれの対策もとられていない。

原子力規制委員会はこれらの各問題について適切に対処し本件原発の安全性を確保する役割を果たすことが求められているが(設置法1条,3条,4条),原子力規制委員会が策定した新規制基準は上記のいずれの点についても規制の対象としていない。免震重要棟についてはその設置が予定されてはいるものの,猶予期間が事実上設けられているところ,地震が人間の計画,意図とは全く無関係に起こるものである以上,かような規制方法に合理性がないことは自明である。そのため,本件原発の危険性は,原子炉設置変更許可(改正原子炉規制法43条の3の8第1項)がなされた現在に至るも改善されていない。」(44ページ)、

「新規制基準は緩やかにすぎ,これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。原子力規制委員会委員長の「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない。」という川内原発に関しての発言は」、「文字どおり基準に適合しても安全性が確保されているわけではないことを認めたにほかならないと解される。新規制基準は合理性を欠くものである。そうである以上,その新規制基準に本件原発施設が適合するか否かについて判断するまでもなく,債権者らの人格権侵害の具体的危険性が肯定できるということになる。これを要するに,具体的危険性の有無を直接審理の対象とする場合であっても,規制基準の合理性と適合性に係る判断を通じて間接的に具体的危険性の有無を審理する場合のいずれにおいても,具体的危険性即ち被保全債権の存在が肯定できるといえる。

以上の次第であり,高浜原発から 250 キロメートル圏内に居住する債権者らは,本件原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があることが疎明されているといえる。」(45 ページ)

「本件原発の事故によって債権者らは取り返しのつかない損害を被るおそれが生じることになり,本案訴訟の結論を待つ余裕がなく,また,原子力規制委員会の上記許可がなされた現時点においては,保全の必要性はこれを肯定できる。」「債権者らの仮処分申請を認容すべきであるところ,本件事案の性質上,債権者らに担保を求めることは相当でない。」(46 ページ)

## 第2 伊方原発への適用

本決定の、高浜原発の危険性についての上記判断は、そのまま伊方原発においても通用するばかりか、世界最大の活断層である中央構造線からわずか5 kmに位置し、近い将来、確実に発生するとされる南海トラフ巨大地震では震度7が予想されている(甲89)伊方原発においては、原発の運転差止の必要はより大きい、と言わざるを得ない。

以上